

条例第8条第1項第2号に係る区域

条例第8条第1項第2号に係る区域は、次の表に掲げる重要な視点場から視対象を見たときに、見込の角度及び視領域に見える範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場所は、この区域に含まないものとする。

- (1) 重要な視点場から視対象を見たときに、既存の建築物、地物地形等に隠れることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (2) 重要な視点場から視対象を見たときに、遠景である、又は事業が小規模であることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (3) 平成27年2月28日までに、条例又は由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱（平成25年告示第42号）に係る届出が市へ行われている事業の予定場所。
- (4) この告示の施行日までに、事業に係る設備の設置が完了している場所。

	重要な視点場	視対象	見込の角度	視領域（視範囲）
1	狭霧台	由布岳及び由布院盆地内平野部分	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約20度まで及び由布院盆地内まで。
2	蛇越峠展望台	由布岳及び由布院盆地内平野部分	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約20度まで。
3	由布院盆地内平野部分（山崎グラウンド周辺）	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約20度まで。
4	由布院盆地内平野部分（温泉館周辺）	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約20度まで。
5	由布院駅前	由布岳	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、由布院盆地内平野部分まで。	由布岳山頂を視軸とし左右約20度まで。
6	大分自動車道（別添地図参照）	由布院盆地内平野部分、山岳及び草原	大分自動車道福万山トンネル別府IC方向出入口から由布市行政界までの沿道景観で、上方向は周辺の山の山頂まで及び下方向は由布院盆地内平野部分まで。	全部の視領域
7	塚原（別添地図参照）	山岳及び草原	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、塚原地区平野部分まで。	全部の視領域
8	塚原（別添地図参照）	山岳及び草原	上方向は、由布岳山頂の高さまで。 下方向は、塚原地区平野部分まで。	全部の視領域

備考

- 1 上記の表に係る区域は、別添地図を参照のこと。
- 2 景観に係る確認は、由布市の職員が行う。